

新

（確認申請書の様式）

第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(イ)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(二十四)項の(3)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(二十九)項の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(三十)項の(3)欄に掲げる日影図と、表一の(5)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(二十九)項の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四十八)項の(3)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通（構造計算適合性判定を要する場合にあつては、副本二通）に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）。ただし、構造計算適合性判定を要する場合の副本二通のうち一通にあつては、構造計算適合性判定を要しない建築物に係る図書及び書類の添付を要しない。

イ（略）

ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

(1) 次の表二の各項の(イ)欄に掲げる建築物 当該各項の(3)欄に掲げる図書（用途変更の場合においては表二の(一)項の(3)欄に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたもの

旧

（確認申請書の様式）

第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(イ)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(二十四)項の(3)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(二十九)項の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(三十)項の(3)欄に掲げる日影図と、表一の(5)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(二十九)項の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四十八)項の(3)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通（構造計算適合性判定を要する場合にあつては、副本二通）に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）。ただし、構造計算適合性判定を要する場合の副本二通のうち一通にあつては、構造計算適合性判定を要しない建築物に係る図書及び書類の添付を要しない。

イ（略）

ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

(1) 次の表二の各項の(イ)欄に掲げる建築物 当該各項の(3)欄に掲げる図書（用途変更の場合においては表二の(一)項の(3)欄に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたもの

においては表二の(一)項の(3)欄並びに次の表五の(一)項、(四)項及び(五)項の(3)欄に掲げる計算書並びに同表の(三)項の(3)欄に掲げる図書のうち国土交通大臣が指定したものを除く。)

一.
(略)

二.
(略)

(2)・(3) (略)

(十七)		(略)	(二十四)		(略)
法第三十六 条の規定が 適用される 建築物		(略)	法第五十二 条の規定が適 用される建築物		(略)
令第百十四 条の規定が 適用される 建築物		(略)	(略)		(略)
各階平面図		(略)	配置図		(略)
図書の書類		(略)	(略)		(略)
明示すべき事項		(略)	令第百三十五 条の十九に 掲げる建築物 の部分の位置、 高さ及び構造		(略)
界壁又は防火上主要な 間仕切壁の位置		(略)	(略)		(略)
スプリンクラー設備等		(略)	(略)		(略)
消火設備の配置		(略)	(略)		(略)
界壁、防火上主要な間 仕切壁又は隔壁を貫通 する風道に設ける防火 設備の位置		(略)	(略)		(略)
令第百三十五 条の十七		(略)	法第五十二 条		(略)
法第五十二 条第八項の 第二号		(略)	法第五十二 条		(略)

においては表二の(一)項の(3)欄並びに次の表五の(一)項、(四)項及び(五)項の(3)欄に掲げる計算書並びに同表の(三)項の(3)欄に掲げる図書のうち国土交通大臣が指定したものを除く。)

一.
(略)

二.
(略)

(2)・(3) (略)

(十七)		(略)	(二十四)		(略)
法第三十六 条の規定が 適用される 建築物		(略)	法第五十二 条の規定が適 用される建築物		(略)
令第百十四 条の規定が 適用される 建築物		(略)	(略)		(略)
各階平面図		(略)	配置図		(略)
図書の書類		(略)	(略)		(略)
明示すべき事項		(略)	令第百三十五 条の十八に 掲げる建築物 の部分の位置、 高さ及び構造		(略)
界壁又は防火上主要な 間仕切壁の位置		(略)	(略)		(略)
(新設)		(略)	(略)		(略)
界壁、防火上主要な間 仕切壁又は隔壁を貫通 する風道に設ける防火 設備の位置		(略)	(略)		(略)
令第百三十五 条の十六		(略)	法第五十二 条		(略)
法第五十二 条第八項の 第二号		(略)	法第五十二 条		(略)

(略)			
(略)		(略)	
(略)	(略)		
(略)	(略)		蓄電池設置部分、自家 発電設備設置部分及び 貯水槽設置部分以外の 部分

三.
(
五.

(略)

2
3
4
(略)

(建蔽率制限の緩和に当たり建築物から除かれる建築設備)

第十條の四の三 令第三百三十五條の二十第一号の国土交通省令で定める建築設備は、かごの構造が壁又は囲いを設けている昇降機以外の建築設備とする。

(特例容積率の限度の指定の申請等)

第十條の四の四 法第五十七條の二第一項の指定（以下この条において「指定」という。）の申請をしようとする者は、別記第四十九号の三様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

—
•
—
—
(略)

三 指定の申請をしようとする者以外に申請敷地について令第百三十五条の二十二に規定する利害関係を有する者がある場合においては、これらの者の同意を得たことを証する書面

四
(略)

2
•
3
(略)

(指定の取消しの申請等)

第十条の四の七 法第五十七条の第三項の指定の取消し（以下この条において「取消し」という。）の申請をしようとする者は、別記第四十九号の様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一 (略)

二 取消対象敷地について所有権及び借地権（法第五十七条の二第一項に規定する借地権をいう。以下同じ。）を有する者全員の合意を証する書面及び令第三百三十五条の二十三に規定する利害関係を有する者の同意を得たことを証する書面

2・3 (略)

（一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の申請等）

第十条の十六 法第八十六条第一項又は第二項の規定による認定の申請をしようとする者は、別記第六十一号様式による申請書の正本及び副本に、同条第三項又は第四項の規定による許可の申請をしようとする者は、別記第六十一号の様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一 次の表の(イ)項に掲げる図書及び法第五十二条第八項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(ロ)項に掲げる図書、同条第九項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(ハ)項に掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ニ)項に掲げる図書、同条第七項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ホ)項に掲げる図書、同条第七項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ヘ)項に掲げる図書、法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については同表の(ト)項に掲げる図書。ただし、同表の(イ)項に掲げる付近見取図、配置図又は各階平面図は、同表の(ロ)項若しくは(ハ)項に掲げる図書、同表の(ニ)項に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、同表の(ホ)項に掲げる隣地高さ制限適合建築物の配置図、同表の(ヘ)項に掲げる北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(ト)項に掲げる日影

一 (略)

二 取消対象敷地について所有権及び借地権（法第五十七条の二第一項に規定する借地権をいう。以下同じ。）を有する者全員の合意を証する書面及び令第三百三十五条の二十二に規定する利害関係を有する者の同意を得たことを証する書面

2・3 (略)

（一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の申請等）

第十条の十六 法第八十六条第一項又は第二項の規定による認定の申請をしようとする者は、別記第六十一号様式による申請書の正本及び副本に、同条第三項又は第四項の規定による許可の申請をしようとする者は、別記第六十一号の様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一 次の表の(イ)項に掲げる図書及び法第五十二条第八項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(ロ)項に掲げる図書、同条第九項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(ハ)項に掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ニ)項に掲げる図書、同条第七項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ホ)項に掲げる図書、同条第七項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ヘ)項に掲げる図書、法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については同表の(ト)項に掲げる図書。ただし、同表の(イ)項に掲げる付近見取図、配置図又は各階平面図は、同表の(ロ)項若しくは(ハ)項に掲げる図書、同表の(ニ)項に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、同表の(ホ)項に掲げる隣地高さ制限適合建築物の配置図、同表の(ヘ)項に掲げる北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(ト)項に掲げる日影

図と、同表の(イ)項に掲げる二面以上の立面図又は断面図は、同表の(ニ)項に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、同表の(ホ)項に掲げる隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(ハ)項に掲げる北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

図書の種類		明示すべき事項
(略)	(略)	(略)
(ロ)	道路に接して有効な部分の配置	(略)
(略)	図	令第百三十五条の十七第三項の表(イ)欄各項に掲げる地域の境界線
(略)	(略)	(略)

二〇四 (略)

二〇五 (略)

(認定又は許可の取消しの申請等)

第十条の二十一 法第八十六条の五第二項の規定による認定の取消し(以下この条において「認定の取消し」という。)の申請をしようとする者は、別記第六十五号様式による申請書の正本及び副本に、同条第三項の規定による許可の取消し(以下この条において「許可の取消し」という。)の申請をしようとする者は、別記第六十五号の二様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一 次の表の(イ)項に掲げる図書並びに取消しの申請に係る法第八十六条第十項に規定する公告対象区域(以下「取消対象区域」という。)内の建築物について同表の(ロ)項に掲げる図書及び法第五十二条第八項の規定によりその容積率が同項の適用がないとした場合における同条第一項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(ハ)項に掲げる図書、同条第九項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(ニ)項に掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定

図と、同表の(イ)項に掲げる二面以上の立面図又は断面図は、同表の(ニ)項に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、同表の(ホ)項に掲げる隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(ハ)項に掲げる北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

図書の種類		明示すべき事項
(略)	(略)	(略)
(ロ)	道路に接して有効な部分の配置	(略)
(略)	図	令第百三十五条の十六第三項の表(イ)欄各項に掲げる地域の境界線
(略)	(略)	(略)

二〇四 (略)

二〇五 (略)

(認定又は許可の取消しの申請等)

第十条の二十一 法第八十六条の五第二項の規定による認定の取消し(以下この条において「認定の取消し」という。)の申請をしようとする者は、別記第六十五号様式による申請書の正本及び副本に、同条第三項の規定による許可の取消し(以下この条において「許可の取消し」という。)の申請をしようとする者は、別記第六十五号の二様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一 次の表の(イ)項に掲げる図書並びに取消しの申請に係る法第八十六条第十項に規定する公告対象区域(以下「取消対象区域」という。)内の建築物について同表の(ロ)項に掲げる図書及び法第五十二条第八項の規定によりその容積率が同項の適用がないとした場合における同条第一項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(ハ)項に掲げる図書、同条第九項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(ニ)項に掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定

が適用されない建築物については同表の(Ⅷ)項に掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(Ⅸ)項に掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(Ⅹ)項に掲げる図書、法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については同表の(Ⅺ)項に掲げる図書。ただし、同表の(Ⅰ)項に掲げる配置図又は同表の(Ⅱ)項に掲げる各階平面図は、同表の(Ⅻ)項に掲げる道路に接して有効な部分の配置図、同表の(Ⅼ)項に掲げる特定道路の配置図、同表の(Ⅽ)項に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、同表の(Ⅾ)項に掲げる隣地高さ制限適合建築物の配置図、同表の(Ⅿ)項に掲げる北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(ⅰ)項に掲げる配置図若しくは日影図と、同表の(ⅱ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、同表の(ⅲ)項に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、同表の(ⅴ)項に掲げる隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(ⅵ)項に掲げる北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

	図書の種類	明示すべき事項
(略)	(略)	(略)
(Ⅱ)	道路に接して有効な部分の配置図	令第三百三十五条の十七第三項の表(ⅰ)欄各項に掲げる地域の境界線
(略)	(略)	(略)

二・三 (略)
2・3 (略)

第二号様式 (第一条の三、第二条、第三条、第三条の三、第三条の四、第三条の五、第六条の三関係) (A4)

(第一面) ・ (第二面) (略)

(第三面)

が適用されない建築物については同表の(Ⅷ)項に掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(Ⅸ)項に掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(Ⅹ)項に掲げる図書、法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については同表の(Ⅺ)項に掲げる図書。ただし、同表の(Ⅰ)項に掲げる配置図又は同表の(Ⅱ)項に掲げる各階平面図は、同表の(Ⅻ)項に掲げる道路に接して有効な部分の配置図、同表の(Ⅼ)項に掲げる特定道路の配置図、同表の(Ⅽ)項に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、同表の(Ⅾ)項に掲げる隣地高さ制限適合建築物の配置図、同表の(Ⅿ)項に掲げる北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(ⅰ)項に掲げる配置図若しくは日影図と、同表の(ⅱ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、同表の(ⅲ)項に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、同表の(ⅴ)項に掲げる隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(ⅵ)項に掲げる北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

	図書の種類	明示すべき事項
(略)	(略)	(略)
(Ⅱ)	道路に接して有効な部分の配置図	令第三百三十五条の十六第三項の表(ⅰ)欄各項に掲げる地域の境界線
(略)	(略)	(略)

二・三 (略)
2・3 (略)

第二号様式 (第一条の三、第二条、第三条、第三条の三関係) (A4)

(第三面) ・ (第二面) (略)

(第三面)

【1. 地名地番】～【6. 道路】

【7. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】～【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】 (略)

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】

() () () ()

【ホ. 敷地面積の合計】～【チ. 備考】 (略)

【8. 主要区分】・【9. 工事種別】 (略)

【10. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築面積】 () () () ()

【ロ. 建蔽率】

【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】・【ロ. 地階の住宅の部分】 (略)

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】

() () () ()

【三. 共同住宅の共用の廊下等の部分】～【ユ. 容積率】 (略)

【12. 建築物の数】～【19. 備考】 (略)

(第四面) ・ (第五面) (略)

(注意)

1. ～3. (略)

4. 第三面関係

①～⑤ (略)

⑥ 7 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2 以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第6号までに規定す

【1. 地名地番】～【6. 道路】

【7. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】～【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】 (略)

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建ぺい率】

() () () ()

【ホ. 敷地面積の合計】～【チ. 備考】 (略)

【8. 主要区分】・【9. 工事種別】 (略)

【10. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築面積】 () () () ()

【ロ. 建ぺい率】

【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】・【ロ. 地階の住宅の部分】 (略)

【ハ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】～【ル. 容積率】 (略)

【12. 建築物の数】～【19. 備考】 (略)

(第四面) ・ (第五面) (略)

(注意)

1. ～3. (略)

4. 第三面関係

①～⑤ (略)

⑥ 7 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2 以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第6号までに規定す

る容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。

「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑦～⑩ （略）

⑪ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、7欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。

⑫・⑬ （略）

⑭ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「上」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「ユ」に貯水槽を設ける部分、「ヨ」に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

る容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建ぺい率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。

「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑦～⑩ （略）

⑪ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、7欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建ぺい率を記入してください。

⑫・⑬ （略）

⑭ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分、「ハ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ニ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ホ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ヘ」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「上」に自家発電設備を設ける部分、「チ」に貯水槽を設ける部分、「ユ」に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑮ 共同住宅については、11欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅の用途に供する部分の床面積から、その地階の<u>エレベーターの昇降路の部分及び共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積</u>とします。 ⑯ 11欄の「<u>ル</u>」の延べ面積及び「<u>ヅ</u>」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」及び「<u>ニ</u>」に記入した床面積並びに「ホ」から「<u>リ</u>」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。 また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「<u>ヅ</u>」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、7欄「ホ」(2)によることとします。 (1)～(5) (略) ⑰～⑳ (略) ㉓ 7欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10欄の「ロ」並びに11欄の「<u>ヅ</u>」は、百分率を用いてください、 ㉔～㉖ (略) 5.・6. (略)	⑮ 共同住宅については、11欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅の用途に供する部分の床面積から、その地階の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。 ⑯ 11欄の「<u>ズ</u>」の延べ面積及び「<u>ル</u>」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」に記入した床面積及び「<u>ニ</u>」から「<u>チ</u>」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。 また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「<u>ル</u>」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、7欄「ホ」(2)によることとします。 (1)～(5) (略) ⑰～⑳ (略) ㉓ 7欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10欄の「ロ」並びに11欄の「<u>ル</u>」は、百分率を用いてください、 ㉔～㉖ (略) 5.・6. (略)
第三号様式 <u>(第一条の三、第三条、第三条の三、第三条の四、第三条の五、第六条の三、第十一条の四関係)</u> (A 4) 建築計画概要書 (第一面) (第一面) (略)	第三号様式 <u>(第一条の三、第六条の三、第十一条の四関係)</u> (A 4) 建築計画概要書 (第一面) (第一面) (略)

建築計画概要書 (第二面)	
【1. 地名地番】～【6. 道路】 (略)	
【7. 敷地面積】	
【イ. 敷地面積】～【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】 (略)	
【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の <u>建蔽率</u> 】 () () () ()	
【ホ. 敷地面積の合計】～【チ. 備考】 (略)	
【8. 主要区分】・【9. 工事種別】 (略)	
【10. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計) 【イ. 建築面積】 () () () 【ロ. <u>建蔽率</u> 】	
【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計) 【イ. 建築物全体】・【ロ. 地階の住宅の部分】 (略) 【ハ. <u>エレベーターの昇降路の部分</u> 】 () () () ()	
【三. 共同住宅の共用の廊下等の部分】～【ヅ. 容積率】 (略)	
【12. 建築物の数】～【15. その他必要な事項】 (略)	
(第三面) (略)	
第四十三号様式 (第十条の四関係) (A4) 許可申請書 (建築物) (第一面) (略) (第二面)	
建築計画概要書 (第二面)	
【1. 地名地番】～【6. 道路】 (略)	
【7. 敷地面積】	
【イ. 敷地面積】～【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】 (略)	
【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の <u>建ぺい率</u> 】 () () () ()	
【ホ. 敷地面積の合計】～【チ. 備考】 (略)	
【8. 主要区分】・【9. 工事種別】 (略)	
【10. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計) 【イ. 建築面積】 () () () 【ロ. <u>建ぺい率</u> 】	
【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計) 【イ. 建築物全体】・【ロ. 地階の住宅の部分】 (略) 【ハ. <u>共同住宅の共用の廊下等の部分</u> 】～【ニ. 容積率】 (略)	
【12. 建築物の数】～【15. その他必要な事項】 (略)	
(第三面) (略)	
第四十三号様式 (第十条の四関係) (A4) 許可申請書 (建築物) (第一面) (略) (第二面)	

【1. 地名地番】～【5. 道路】	(略)
【6. 敷地面積】	
【イ. 敷地面積】～【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】	(略)
【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の <u>建蔽率</u> 】	() () () ()
【ホ. 敷地面積の合計】～【チ. 備考】	(略)
【7. 主要区分】・【8. 工事種別】	
(略)	
【9. 建築面積】	(申請部分) (申請以外の部分) (合計)
【イ. 建築面積】	() () () ()
【ロ. <u>建蔽率</u> 】	
【10. 延べ面積】	
(申請部分) (申請以外の部分) (合計)	
【イ. 建築物全体】・【ロ. 地階の住宅の部分】	(略)
【ハ. エレベーターの昇降路の部分】	() () () ()
【三. 共同住宅の共用の廊下等の部分】～【ユ. 容積率】	
(略)	
【11. 建築物の数】～【15. 備考】	
(略)	
(第三面)	
(注意)	
1. ・2. (略)	
3. 第二面関係	
①～④ (略)	
⑤ 6 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第6号までに規定す	

【1. 地名地番】～【5. 道路】	(略)
【6. 敷地面積】	
【イ. 敷地面積】～【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】	(略)
【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の <u>建ぺい率</u> 】	() () () ()
【ホ. 敷地面積の合計】～【チ. 備考】	(略)
【7. 主要区分】・【8. 工事種別】	
(略)	
【9. 建築面積】	(申請部分) (申請以外の部分) (合計)
【イ. 建築面積】	() () () ()
【ロ. <u>建ぺい率</u> 】	
【10. 延べ面積】	
(申請部分) (申請以外の部分) (合計)	
【イ. 建築物全体】・【ロ. 地階の住宅の部分】	(略)
【ハ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】～【ニ. 容積率】	
(略)	
【11. 建築物の数】～【15. 備考】	
(略)	
(第三面)	
(注意)	
1. ・2. (略)	
3. 第二面関係	
①～④ (略)	
⑤ 6 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第6号までに規定す	

る容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑥～⑨ （略）

⑩ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、6欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。

⑪・⑫ （略）

⑬ 10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑭ 共同住宅については、10欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅の用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分及び共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とし

る容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建ぺい率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑥～⑨ （略）

⑩ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、6欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建ぺい率を記入してください。

⑪・⑫ （略）

⑬ 10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分、「ハ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ニ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ホ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ヘ」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「ト」に自家発電設備を設ける部分、「チ」に貯水槽を設ける部分、「リ」に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑭ 共同住宅については、10欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅の用途に供する部分の床面積から、その地階の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

す。

⑮ 10欄の「ㄥ」の延べ面積及び「ㄱ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。

また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「ㄱ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。

(1)～(5) (略)

⑯ 6欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、9欄の「ロ」並びに10欄の「ㄱ」は、百分率を用いてください。

⑰ (略)

4. (略)

第四十八号様式（第十条の四の二関係）（A4）

認定申請書

（第一面） (略)

（第二面）

【1. 地名地番】～【5. 道路】 (略)

【6. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】～【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定に

⑮ 10欄の「ㄱ」の延べ面積及び「ㄥ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」に記入した床面積及び「ニ」から「ヂ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。

また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「ㄥ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。

(1)～(5) (略)

⑯ 6欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、9欄の「ロ」並びに10欄の「ㄥ」は、百分率を用いてください。

⑰ (略)

4. (略)

第四十八号様式（第十条の四の二関係）（A4）

認定申請書

（第一面） (略)

（第二面）

【1. 地名地番】～【5. 道路】 (略)

【6. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】～【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定に

よる建築物の容積率】	(略)
【二. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の <u>建蔽率</u> 】	() () () ()
【ホ. 敷地面積の合計】～【チ. 備考】	(略)
【7. 主要区分】・【8. 工事種別】	(略)
【9. 建築面積】	(申請部分) (申請以外の部分) (合計)
【イ. 建築面積】	() () () ()
【ロ. 建蔽率】	
【10. 延べ面積】	(申請部分) (申請以外の部分) (合計)
【イ. 建築物全体】・【ロ. 地階の住宅の部分】	(略)
【ハ. エレベーターの昇降路の部分】	() () () ()
【三. 共同住宅の共用の廊下等の部分】～【ヲ. 容積率】	(略)
【11. 建築物の数】～【15. 備考】	(略)
(第三面)	(略)
(注意)	
1. ・ 2. (略)	
3. 第二面関係	
①～④ (略)	
⑤ 6 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第6号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する <u>建蔽率</u> 若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の <u>建蔽率</u> の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域 (以下「用途地域が異なる地域等」という。) にわたる	

よる建築物の容積率】	(略)
【二. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の <u>建ぺい率</u> 】	() () () ()
【ホ. 敷地面積の合計】～【チ. 備考】	(略)
【7. 主要区分】・【8. 工事種別】	(略)
【9. 建築面積】	(申請部分) (申請以外の部分) (合計)
【イ. 建築面積】	() () () ()
【ロ. 建ぺい率】	
【10. 延べ面積】	(申請部分) (申請以外の部分) (合計)
【イ. 建築物全体】・【ロ. 地階の住宅の部分】	(略)
【ハ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】～【ニ. 容積率】	(略)
【11. 建築物の数】～【15. 備考】	(略)
(第三面)	(略)
(注意)	
1. ・ 2. (略)	
3. 第二面関係	
①～④ (略)	
⑤ 6 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第6号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する <u>建ぺい率</u> 若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の <u>建ぺい率</u> の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域 (以下「用途地域が異なる地域等」という。) にわ	

場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑥～⑨ (略)

- ⑩ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、6欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。

⑪・⑫ (略)

- ⑬ 10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ス」に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

- ⑭ 共同住宅については、10欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅の用途に供する部分の床面積から、その地階の共用の廊下又は階段の用途に供する部分の床面積を除いた面積とします。

- ⑮ 10欄の「ル」の延べ面積及び「エ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を

たる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑥～⑨ (略)

- ⑩ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、6欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建ぺい率を記入してください。

⑪・⑫ (略)

- ⑬ 10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分、「ハ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ニ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ホ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ヘ」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「ト」に自家発電設備を設ける部分、「チ」に貯水槽を設ける部分、「リ」に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

- ⑭ 共同住宅については、10欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅の用途に供する部分の床面積から、その地階の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

- ⑮ 10欄の「ス」の延べ面積及び「ル」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を

超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積)、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積)を除いた面積とします。

また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「ヅ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。

(1)～(5) (略)

⑯ 6欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、9欄の「ロ」並びに10欄の「ヅ」は、百分率を用いてください。

⑰ (略)

4. (略)

第四十九号の三様式(第十条の四の四関係) (A4)

指定申請書

(第一面)・(第二面) (略)

(第三面)

【1. 敷地の番号】～【5. 道路】 (略)

【6. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】～【ハ. 用途地域等ごとの基準容積率の限度】 (略)

【ニ. 用途地域等ごとの建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】 () () () () ()

【ホ. 敷地面積の合計】～【チ. 備考】 (略)

超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積)、「ハ」に記入した床面積及び「ニ」から「チ」までに記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積)を除いた面積とします。

また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「ル」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。

(1)～(5) (略)

⑯ 6欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、9欄の「ロ」並びに10欄の「ル」は、百分率を用いてください。

⑰ (略)

4. (略)

第四十九号の三様式(第十条の四の四関係) (A4)

(第三面)・(第二面) (略)

指定申請書

(第三面)

【1. 敷地の番号】～【5. 道路】 (略)

【6. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】～【ハ. 用途地域等ごとの基準容積率の限度】 (略)

【ニ. 用途地域等ごとの建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建ぺい率】 () () () () ()

【ホ. 敷地面積の合計】～【チ. 備考】 (略)

【7. 現に存する建築物の容積率】

【イ. 建築物全体】

【ロ. 地階の住宅の部分】

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】

【三. 共同住宅の共用の廊下等の部分】】 ～ 【ヱ. 容積率】

【8. 現に存する建築物に係る許可・認定等】 ～ 【10. 備考】 (略)

(注意)

1. ～ 3. (略)

4. 第三面関係

①～⑤ (略)

⑥ 6 欄の「イ」は、敷地が、2 以上の用途地域又は建築基準法第52条第1 項各号（第5 号を除く。）に規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1 項第1 号から第6 号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地面積を記入してください。

⑦～⑩ (略)

⑪ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2 項若しくは同法第57条の5 第2 項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3 項、第5 項若しくは第6 項に該当する場合においては、6 欄の「ト」に、同条第2 項、第3 項、第5 項又は第6 項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。

⑫ (略)

⑬ 7 欄の「ロ」は建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1 メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「三」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部

【7. 現に存する建築物の容積率】

【イ. 建築物全体】

【ロ. 地階の住宅の部分】

【ハ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】 ～ 【ニ. 容積率】

【8. 現に存する建築物に係る許可・認定等】 ～ 【10. 備考】 (略)

(注意)

1. ～ 3. (略)

4. 第三面関係

①～⑤ (略)

⑥ 6 欄の「イ」は、敷地が、2 以上の用途地域又は建築基準法第52条第1 項各号（第5 号を除く。）に規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1 項第1 号から第6 号までに規定する建ぺい率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地面積を記入してください。

⑦～⑩ (略)

⑪ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2 項若しくは同法第57条の5 第2 項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3 項、第5 項若しくは第6 項に該当する場合においては、6 欄の「ト」に、同条第2 項、第3 項、第5 項又は第6 項の規定に基づき定められる当該建築物の建ぺい率を記入してください。

⑫ (略)

⑬ 7 欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1 メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分、「ハ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「三」に自動車車庫その他の専ら自

分、「ホ」に自動車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「上」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「<u>チ</u>」に自家発電設備を設ける部分、「<u>ヅ</u>」に貯水槽を設ける部分、「<u>ヅ</u>」に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。 ⑭ 共同住宅については、7 欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅の用途に供する部分の床面積から、その地階の<u>エレベーターの昇降路の部分及び共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積</u>とします。 ⑮ 7 欄の「<u>ル</u>」の延べ面積及び「<u>ヅ</u>」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）の合計、「ハ」及び「<u>ニ</u>」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。 (1)～(5) (略) ⑯ (略) ⑰ 6 欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」並びに7 欄の「<u>ヅ</u>」は、百分率を用いてください。	動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ホ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ヘ」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「上」に自家発電設備を設ける部分、「<u>チ</u>」に貯水槽を設ける部分、「<u>ヅ</u>」に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。 ⑭ 共同住宅については、7 欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅の用途に供する部分の床面積から、その地階の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。 ⑮ 7 欄の「<u>ズ</u>」の延べ面積及び「<u>ル</u>」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）の合計、「ハ」に記入した床面積及び「<u>ニ</u>」から「<u>チ</u>」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。 (1)～(5) (略) ⑯ (略) ⑰ 6 欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」並びに7 欄の「<u>ル</u>」は、百分率を用いてください。
第四十九号の七様式（第十条の四の七関係）（A4） 指定取消申請書 （第二面） 【1. 敷地の番号】～【5. 道路】（略）	第四十九号の七様式（第十条の四の七関係）（A4） 指定取消申請書 （第二面） 【1. 敷地の番号】～【5. 道路】（略）

【6. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】～【ハ. 用途地域等ごとの基準容積率の限度】 (略)

【ニ. 用途地域等ごとの建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】 () () ()

【ホ. 敷地面積の合計】～【チ. 備考】 (略)

【7. 現に存する建築物の容積率】

【イ. 建築物全体】

【ロ. 地階の住宅の部分】

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】

【三. 共同住宅の共用の廊下等の部分】～【ヅ. 容積率】

【8. その他必要な事項】・【9. 備考】 (略)

(注意)

1. ・2. (略)

3. 第二面関係

①～⑤ (略)

⑥ 6欄の「イ」は、敷地が、2以上の用途地域又は建築基準法第52条第1項各号（第5号を除く。）に規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地面積を記入してください。

⑦～⑩ (略)

⑪ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6

【6. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】～【ハ. 用途地域等ごとの基準容積率の限度】 (略)

【ニ. 用途地域等ごとの建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建ぺい率】 () () ()

【ホ. 敷地面積の合計】～【チ. 備考】 (略)

【7. 現に存する建築物の容積率】

【イ. 建築物全体】

【ロ. 地階の住宅の部分】

【ハ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】～【ヅ. 容積率】

【8. その他必要な事項】・【9. 備考】 (略)

(注意)

1. ・2. (略)

3. 第二面関係

①～⑤ (略)

⑥ 6欄の「イ」は、敷地が、2以上の用途地域又は建築基準法第52条第1項各号（第5号を除く。）に規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建ぺい率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地面積を記入してください。

⑦～⑩ (略)

⑪ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6

項に該当する場合においては、6 欄の「ト」に、匝条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。

⑫ (略)

⑬ 7 欄の「ロ」は建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「チ」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「ツ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ス」に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑭ 共同住宅については、7 欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅の用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分及び共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑮ 7 欄の「ユ」の延べ面積及び「ヨ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）の合計、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。

(1)～(5) (略)

⑯ (略)

項に該当する場合においては、6 欄の「ト」に、匝条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建ぺい率を記入してください。

⑫ (略)

⑬ 7 欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分、「ハ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「三」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ホ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ヘ」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「ト」に自家発電設備を設ける部分、「チ」に貯水槽を設ける部分、「リ」に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑭ 共同住宅については、7 欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅の用途に供する部分の床面積から、その地階の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑮ 7 欄の「ス」の延べ面積及び「ユ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）の合計、「ハ」に記入した床面積及び「ニ」から「チ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。

(1)～(5) (略)

⑯ (略)

⑩ 6 欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」並びに7 欄の「ヅ」は、百分率を用いてください。	⑩ 6 欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」並びに7 欄の「ル」は、百分率を用いてください。
第六十一号様式 (第十条の十六関係) (A4) 認定申請書 (第一面) (略) (第二面) 【1. 地名地番】～【6. 道路】 (略)	第六十一号様式 (第十条の十六関係) (A4) 認定申請書 (第一面) (略) (第二面) 【1. 地名地番】～【6. 道路】 (略)
【7. 敷地面積】 【イ. 申請区域の面積】～【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】 (略) 【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の<u>建蔽率</u>】 () () () () 【ホ. 申請区域の面積の合計】～【チ. 備考】 (略)	【7. 敷地面積】 【イ. 申請区域の面積】～【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】 (略) 【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の<u>建ぺい率</u>】 () () () () 【ホ. 申請区域の面積の合計】～【チ. 備考】 (略)
【8. 建築物の番号】～【10. 建築面積】 (略) 【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計) 【イ. 建築物全体】・【ロ. 地階の住宅の部分】 (略) 【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 () () () () 【三. 共同住宅の共用の廊下等の部分】～【ヅ. 延べ面積の申請区域の面積に対する割合】 (略)	【8. 建築物の番号】～【10. 建築面積】 (略) 【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計) 【イ. 建築物全体】・【ロ. 地階の住宅の部分】 (略) 【ハ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】～【ル. 延べ面積の申請区域の面積に対する割合】 (略)
【12. 用途地域】～【19. 備考】 (略) (第三面) (略) (注意)	【12. 用途地域】～【19. 備考】 (略) (第三面) (略) (注意)

1. ・ 2. (略)

3. 第二面関係

①～⑤ (略)

⑥ 7 欄の「イ」(1)は、申請区域が、2以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第6号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する申請区域の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した申請区域の面積に対応する申請区域の部分について、申請区域のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた申請区域の面積を記入してください。

⑦～⑩ (略)

⑪ 申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合に、建築物の敷地が、建築基準法第53条第2項に該当する場合には、7 欄の「ト」に、同条第2項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。

⑫・⑬ (略)

⑭ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11 欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）

1. ・ 2. (略)

3. 第二面関係

①～⑤ (略)

⑥ 7 欄の「イ」(1)は、申請区域が、2以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第6号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建ぺい率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する申請区域の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した申請区域の面積に対応する申請区域の部分について、申請区域のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた申請区域の面積を記入してください。

⑦～⑩ (略)

⑪ 申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合に、建築物の敷地が、建築基準法第53条第2項に該当する場合には、7 欄の「ト」に、同条第2項の規定に基づき定められる当該建築物の建ぺい率を記入してください。

⑫・⑬ (略)

⑭ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11 欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分、「ハ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ニ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ホ」に専ら防災

の用途に供する部分、「<u>ヘ</u>」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「<u>ト</u>」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「<u>チ</u>」に自家発電設備を設ける部分、「<u>リ</u>」に貯水槽を設ける部分、「<u>ス</u>」に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。 ⑮ 共同住宅については、11欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅の用途に供する部分の床面積から、その地階の<u>エレベーターの部分及び</u>共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。 ⑯ 11欄の「<u>レ</u>」の延べ面積及び「<u>コ</u>」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）、「<u>ハ</u>」及び「<u>ニ</u>」に記入した床面積並びに「<u>ホ</u>」から「<u>リ</u>」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「<u>コ</u>」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、7欄「ホ」(2)によることとします。 (1)～(5) (略) ⑰～⑱ (略) ⑳ 7欄の「<u>ハ</u>」、「<u>ニ</u>」、「<u>ヘ</u>」及び「<u>ト</u>」、10欄の「ロ」並びに11欄の「<u>レ</u>」は、百分率を用いてください。 4. (略)	のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「<u>ヘ</u>」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「<u>ト</u>」に自家発電設備を設ける部分、「<u>チ</u>」に貯水槽を設ける部分、「<u>リ</u>」に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。 ⑮ 共同住宅については、11欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅の用途に供する部分の床面積から、その地階の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。 ⑯ 11欄の「<u>ス</u>」の延べ面積及び「<u>レ</u>」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）、「<u>ハ</u>」に記入した床面積及び「<u>ニ</u>」から「<u>チ</u>」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「<u>レ</u>」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、7欄「ホ」(2)によることとします。 (1)～(5) (略) ⑰～⑱ (略) ⑳ 7欄の「<u>ハ</u>」、「<u>ニ</u>」、「<u>ヘ</u>」及び「<u>ト</u>」、10欄の「ロ」並びに11欄の「<u>レ</u>」は、百分率を用いてください。 4. (略)
第六十一号の二様式（第十条の十六関係）（A4） 許可申請書	第六十一号の二様式（第十条の十六関係）（A4） 許可申請書

(第一面) (略) (第二面) 【1. 地名地番】～【6. 道路】 (略)	(第一面) (略) (第二面) 【1. 地名地番】～【6. 道路】 (略)
【7. 申請区域の面積】 【イ. 申請区域の面積】～【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】 (略) 【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の<u>建蔽率</u>】 () () () () () 【ホ. 申請区域の面積の合計】～【チ. 備考】 (略)	【7. 申請区域の面積】 【イ. 申請区域の面積】～【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】 (略) 【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の<u>建ぺい率</u>】 () () () () () 【ホ. 申請区域の面積の合計】～【チ. 備考】 (略)
【8. 建築物の番号】～【10. 建築面積】 (略) 【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計) 【イ. 建築物全体】・【ロ. 地階の住宅の部分】 (略) 【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 () () () () () 【三. 共同住宅の共用の廊下等の部分】～【ヅ. 延べ面積の申請区域の面積に対する割合】 (略)	【8. 建築物の番号】～【10. 建築面積】 (略) 【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計) 【イ. 建築物全体】・【ロ. 地階の住宅の部分】 (略) 【ハ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】～【ヅ. 延べ面積の申請区域の面積に対する割合】 (略)
【12. 用途地域】～【19. 備考】 (略) (第三面) (略) (注意) 1. ・2. (略) 3. 第二面関係 ①～⑤ (略) ⑥ 7 欄の「イ」(1)は、申請区域が、2以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第6号までに規定する容	【12. 用途地域】～【19. 備考】 (略) (第三面) (略) (注意) 1. ・2. (略) 3. 第二面関係 ①～⑤ (略) ⑥ 7 欄の「イ」(1)は、申請区域が、2以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第6号までに規定する容

積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する申請区域の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した申請区域の面積に対応する申請区域の部分について、申請区域のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた申請区域の面積を記入してください。

⑦～⑩（略）

⑪ 申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合に、建築物の敷地が、建築基準法第53条第2項に該当する場合においては、7欄の「ト」に、同条第2項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。

⑫・⑬（略）

⑭ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建ぺい率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する申請区域の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した申請区域の面積に対応する申請区域の部分について、申請区域のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた申請区域の面積を記入してください。

⑦～⑩（略）

⑪ 申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合に、建築物の敷地が、建築基準法第53条第2項に該当する場合においては、7欄の「ト」に、同条第2項の規定に基づき定められる当該建築物の建ぺい率を記入してください。

⑫・⑬（略）

⑭ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分、「ハ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ニ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ホ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ヘ」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「ト」に自家発電設備を設ける部分、「チ」に貯水槽を設ける部分、「リ」に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑮ 共同住宅については、11欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅の用途に供する部分の床面積から、その地階の<u>エレベーターの昇降路の部分及び共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積</u>とします。 ⑯ 11欄の「ㇿ」の延べ面積及び「ㇾ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「ㇾ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、7欄「ホ」(2)によることとします。 (1)～(5) (略) ⑰～⑲ (略) ⑳ 7欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10欄の「ロ」並びに11欄の「ㇿ」は、百分率を用いてください。 4. (略)	⑮ 共同住宅については、11欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅の用途に供する部分の床面積から、その地階の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。 ⑯ 11欄の「ㇾ」の延べ面積及び「ㇿ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」に記入した床面積及び「ニ」から「チ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「ㇿ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、7欄「ホ」(2)によることとします。 (1)～(5) (略) ⑰～⑲ (略) ⑳ 7欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10欄の「ロ」並びに11欄の「ㇿ」は、百分率を用いてください。 4. (略)
第六十五号様式（第十条の二十一関係）（A4） 認定取消申請書 （第二面） 【1. 敷地の番号】～【7. 道路】（略） 【8. 敷地面積】 【イ. 敷地面積】～【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定に	第六十五号様式（第十条の二十一関係）（A4） 認定取消申請書 （第二面） 【1. 敷地の番号】～【7. 道路】（略） 【8. 敷地面積】 【イ. 敷地面積】～【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定に

よる建築物の容積率】 (略)	
【二. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の <u>建蔽率</u> 】 () () () ()	
【ホ. 敷地面積の合計】～【チ. 備考】 (略)	
【9. 主要区分】 (略)	
【10. 建築面積】	
【イ. 建築面積】	
【ロ. 建蔽率】	
【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)	
【イ. 建築物全体】・【ロ. 地階の住宅の部分】 (略)	
【ハ. エレベーターの昇降路の部分】	
【三. 共同住宅の共用の廊下等の部分】～【ニ. 容積率】 (略)	
【12. 建築物の数】～【14. 備考】 (略)	
(第三面) (略)	
(注意)	
1. ・2. (略)	
3. 第二面関係	
①～⑦ (略)	
⑧ 8 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域若しくは高層 住居誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第6号までに規定す る容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号 から第6号までに規定する <u>建蔽率</u> 若しくは高層住居誘導地区に関する都 市計画において定められた建築物の <u>建蔽率</u> の最高限度の異なる地域、地 区若しくは区域 (以下「用途地域が異なる地域等」という。) にわたる 場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域	

よる建築物の容積率】 (略)	
【二. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の <u>建ぺい率</u> 】 () () () ()	
【ホ. 敷地面積の合計】～【チ. 備考】 (略)	
【9. 主要区分】 (略)	
【10. 建築面積】	
【イ. 建築面積】	
【ロ. 建ぺい率】	
【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)	
【イ. 建築物全体】・【ロ. 地階の住宅の部分】 (略)	
【ハ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】～【ニ. 容積率】 (略)	
【12. 建築物の数】～【14. 備考】 (略)	
(第三面) (略)	
(注意)	
1. ・2. (略)	
3. 第二面関係	
①～⑦ (略)	
⑧ 8 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域若しくは高層 住居誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第6号までに規定す る容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号 から第6号までに規定する <u>建ぺい率</u> 若しくは高層住居誘導地区に関する 都市計画において定められた建築物の <u>建ぺい率</u> の最高限度の異なる地域 、地区若しくは区域 (以下「用途地域が異なる地域等」という。) にわ たる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途	

が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑨～⑫ (略)

⑬ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、8欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。

⑭ (略)

⑮ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、停車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「ユ」に貯水槽を設ける部分、「ス」に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑯ 共同住宅については、11欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅の用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの部分及び共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑰ 11欄の「ル」の延べ面積及び「エ」の容積率の算定の基礎となる延べ

地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑨～⑫ (略)

⑬ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、8欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建ぺい率を記入してください。

⑭ (略)

⑮ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分、「ハ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ニ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、停車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ホ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ヘ」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「ト」に自家発電設備を設ける部分、「チ」に貯水槽を設ける部分、「ユ」に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑯ 共同住宅については、11欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅の用途に供する部分の床面積から、その地階の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑰ 11欄の「ス」の延べ面積及び「ル」の容積率の算定の基礎となる延べ

面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「ㄱ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、7 欄「ホ」(2)によることとします。

(1)～(5) (略)

⑧ 8 欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10 欄の「ロ」並びに11 欄の「ㄱ」は、百分率を用いてください。

4. (略)

第六十五号の二様式（第十条の二十一関係）（A 4）
許可取消申請書
（第二面）

【1. 敷地の番号】～【7. 道路】(略)

【8. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】～【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】(略)

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】
() () () ()

【ホ. 敷地面積の合計】～【チ. 備考】(略)

【9. 主要区分】(略)

面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」に記入した床面積及び「ニ」から「チ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「ㄱ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、7 欄「ホ」(2)によることとします。

(1)～(5) (略)

⑧ 8 欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10 欄の「ロ」並びに11 欄の「ㄱ」は、百分率を用いてください。

4. (略)

第六十五号の二様式（第十条の二十一関係）（A 4）
許可取消申請書
（第二面）

【1. 敷地の番号】～【7. 道路】(略)

【8. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】～【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】(略)

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建ぺい率】
() () () ()

【ホ. 敷地面積の合計】～【チ. 備考】(略)

【9. 主要区分】(略)

【10. 建築面積】

【イ. 建築面積】

【ロ. 建蔽率】

【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】・【ロ. 地階の住宅の部分】 (略)

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】

【三. 共同住宅の共用の廊下等の部分】～【ヲ. 容積率】 (略)

【12. 建築物の数】～【14. 備考】 (略)

(第三面) (略)

(注意)

1. ・ 2. (略)

3. 第二面関係

①～⑦ (略)

⑧ 8 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2 以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第52条第 1 項第 1 号から第 6 号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第 1 項第 1 号から第 6 号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域 (以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

【10. 建築面積】

【イ. 建築面積】

【ロ. 建ぺい率】

【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】・【ロ. 地階の住宅の部分】 (略)

【ハ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】～【ニ. 容積率】 (略)

【12. 建築物の数】～【14. 備考】 (略)

(第三面) (略)

(注意)

1. ・ 2. (略)

3. 第二面関係

①～⑦ (略)

⑧ 8 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2 以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第52条第 1 項第 1 号から第 6 号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第 1 項第 1 号から第 6 号までに規定する建ぺい率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域 (以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑨～⑫ (略)

⑬ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、8欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。

⑭ (略)

⑮ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「ユ」に貯水槽を設ける部分、「ス」に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑯ 共同住宅については、11欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅の用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分及び共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑰ 11欄の「ル」の延べ面積及び「ス」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階

⑨～⑫ (略)

⑬ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、8欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建ぺい率を記入してください。

⑭ (略)

⑮ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分、「ハ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ニ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ホ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ヘ」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「ト」に自家発電設備を設ける部分、「チ」に貯水槽を設ける部分、「ユ」に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑯ 共同住宅については、11欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅の用途に供する部分の床面積から、その地階の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑰ 11欄の「ス」の延べ面積及び「ル」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」に記入した床面積及び「ニ」から「チ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合

の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「<u>ヅ</u>」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、7 欄「ホ」(2)によることとします。 (1)～(5) (略) ⑧ 8 欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10 欄の「ロ」並びに11 欄の「<u>ヅ</u>」は、百分率を用いてください。 4. (略)	計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「<u>ヅ</u>」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、7 欄「ホ」(2)によることとします。 (1)～(5) (略) ⑧ 8 欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10 欄の「ロ」並びに11 欄の「<u>ヅ</u>」は、百分率を用いてください。 4. (略)
第六十七号の三様式（第十条の二十三、第十条の二十四関係）（A 4） 全体計画認定申請書 （第一面） (略) （第二面） 【1. 地名地番】～【6. 道路】 (略) 【7. 敷地面積】 【1. 敷地面積】～【ハ、建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】 (略) 【ニ、建築基準法第53条第1項の規定による建築物の<u>建蔽率</u>】 () () () () 【ホ、敷地面積の合計】～【ト、敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 【8. その他必要な事項】・【9. 備考】 (略) （第三面） (略) （第四面） 【1. 工事の番号】～【3. 工事種別】 (略)	第六十七号の三様式（第十条の二十三、第十条の二十四関係）（A 4） 全体計画認定申請書 （第一面）～（第三面） (略) （第二面） 【1. 地名地番】～【6. 道路】 (略) 【7. 敷地面積】 【1. 敷地面積】～【ハ、建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】 (略) 【ニ、建築基準法第53条第1項の規定による建築物の<u>建ぺい率</u>】 () () () () 【ホ、敷地面積の合計】～【ト、敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 【8. その他必要な事項】・【9. 備考】 (略) （第三面） (略) （第四面） 【1. 工事の番号】～【3. 工事種別】 (略)

【4. 面積】

() (申請以外の部分) (合計)
(全体) (既存改修部分) (本工事の分)
【イ. 面積 () () () ()
【ロ. 建蔽率】

【5. 延べ面積】

(申請部分) (申請以外の部分) (合計) (全体) (既存改修部分)
(本工事の分)
【イ. 建築物全体】・【ロ. 地階の住宅の部分】 (略)
【ハ. エレベーターの昇降路の部分】
() () () ()
【三. 共同住宅の共用の廊下等の部分】 ～ 【ニ. 容積率】 (略)

【6. 建築物の数】 ～ 【10. 備考】 (略)

(第五面) (略)

(注意)

1. ～ 2. (略)
3. 第二面関係
- ①～⑤ (略)

⑥ 7 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2 以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第52条第 1 項第 1 号から第 7 号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第 1 項第 1 号から第 6 号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域 (以下「用途地域が異なる地域等」という。) にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの地域等に対応する敷地の面積を記入してください。

「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条

【4. 面積】

() (申請以外の部分) (合計)
(全体) (既存改修部分) (本工事の分)
【イ. 面積 () () () ()
【ロ. 建ぺい率】

【5. 延べ面積】

(申請部分) (申請以外の部分) (合計) (全体) (既存改修部分)
(本工事の分)
【イ. 建築物全体】・【ロ. 地階の住宅の部分】 (略)
【ハ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】 ～ 【ニ. 容積率】 (略)

【6. 建築物の数】 ～ 【10. 備考】 (略)

(第五面) (略)

(注意)

1. ～ 2. (略)
3. 第二面関係
- ①～⑤ (略)

⑥ 7 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2 以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第52条第 1 項第 1 号から第 7 号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第 1 項第 1 号から第 6 号までに規定する建ぺい率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域 (以下「用途地域が異なる地域等」という。) にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの地域等に対応する敷地の面積を記入してください。

「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条

第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑦～⑨ (略)

⑩ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、7欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。

⑪～⑬ (略)

4. (略)

5. 第四面関係

①～④ (略)

⑤ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「上」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「コ」に貯水槽を設ける部分、「ス」に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑥ 共同住宅については、5欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅の用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分及び共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑦～⑨ (略)

⑩ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、7欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建ぺい率を記入してください。

⑪～⑬ (略)

4. (略)

5. 第四面関係

①～④ (略)

⑤ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分、「ハ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ニ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ホ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ヘ」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「上」に自家発電設備を設ける部分、「チ」に貯水槽を設ける部分、「コ」に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑥ 共同住宅については、5欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅の用途に供する部分の床面積から、その地階の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑦ 5 欄の「<u>ル</u>」の延べ面積及び「<u>ヅ</u>」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」及び「<u>ニ</u>」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。 また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「<u>ヅ</u>」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、7 欄「ホ」(2)によることとします。 (1)～(5) (略) ⑧～⑬ (略) ⑭ 4 欄の「ロ」及び5 欄の「<u>ヅ</u>」は、百分率を用いてください。 ⑮・⑯ (略) 6. . . 7 (略)	⑦ 5 欄の「<u>ス</u>」の延べ面積及び「<u>ル</u>」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」に記入した床面積及び「<u>ニ</u>」から「<u>チ</u>」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。 また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「<u>ル</u>」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、7 欄「ホ」(2)によることとします。 (1)～(5) (略) ⑧～⑬ (略) ⑭ 4 欄の「ロ」及び5 欄の「<u>ル</u>」は、百分率を用いてください。 ⑮・⑯ (略) 6. . . 7 (略)
---	--

改正案	現行
様式第一（第一条の十八第一項関係）（日本工業規格A4） 認定申請書 （第一面）（略） （第二面） 【1. 地名地番】～【5. 道路】	様式第一（第一条の十八第一項関係）（日本工業規格A4） 認定申請書 （第一面）（略） （第二面） 【1. 地名地番】～【5. 建築面積】（略）
【6. 敷地面積】 【イ. 敷地面積】～【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】（略） 【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の <u>建蔽率</u> 】 （ ）（ ）（ ） 【ホ. 敷地面積の合計】～【チ. 備考】（略）	【6. 敷地面積】 【イ. 敷地面積】～【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】（略） 【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の <u>建ぺい率</u> 】 （ ）（ ）（ ） 【ホ. 敷地面積の合計】～【チ. 備考】（略）
【7. 主要区分】・【8. 工事種別】（略）	【7. 主要区分】・【8. 工事種別】（略）
【9. 建築面積】（申請部分）（申請以外の部分）（合計） 【イ. 建築面積】 【ロ. <u>建蔽率</u> 】	【9. 建築面積】（申請部分）（申請以外の部分）（合計） 【イ. 建築面積】 【ロ. <u>建ぺい率</u> 】
【10. 延べ面積】（申請部分）（申請以外の部分）（合計） 【イ. 建築物全体】・【ロ. 地階の住宅の部分】（略） 【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 （ ）（ ）（ ） 【三. 共同住宅の共用の廊下等の部分】～【ツ. 容積率】（略）	【10. 延べ面積】（申請部分）（申請以外の部分）（合計） 【イ. 建築物全体】・【ロ. 地階の住宅の部分】（略） 【ハ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】～【 <u>ル</u> . 容積率】（略）

【11. 建築物の数】～【15. 備考】（略）

（第三面）（略）

（注意）

1. ・ 2. （略）

3. 第二面関係

①～④ （略）

⑤ 6 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2 以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第52条第 1 項第 1 号から第 6 号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第 1 項第 1 号から第 6 号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑥～⑨ （略）

⑩ 建築物の敷地が建築基準法第53条第 2 項若しくは同法第57条の 5 第 2 項に該当する場合又は建築物が同法第53条第 3 項、第 5 項若しくは第 6 項に該当する場合においては、6 欄の「ト」に、同条第 2 項、第 3 項、第 5 項又は第 6 項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。

⑫ （略）

⑬ 10 欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ 1 メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部

【11. 建築物の数】～【15. 備考】（略）

（第三面）（略）

（注意）

1. ・ 2. （略）

3. 第二面関係

①～④ （略）

⑤ 6 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2 以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第52条第 1 項第 1 号から第 6 号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第 1 項第 1 号から第 6 号までに規定する建ぺい率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑥～⑨ （略）

⑩ 建築物の敷地が建築基準法第53条第 2 項若しくは同法第57条の 5 第 2 項に該当する場合又は建築物が同法第53条第 3 項、第 5 項若しくは第 6 項に該当する場合においては、6 欄の「ト」に、同条第 2 項、第 3 項、第 5 項又は第 6 項の規定に基づき定められる当該建築物の建ぺい率を記入してください。

⑫ （略）

⑬ 10 欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ 1 メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分、「ハ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ニ」に自動車車庫その他の専ら自

分、「ホ」に自動車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「上」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「<u>チ</u>」に自家発電設備を設ける部分、「<u>ヅ</u>」に貯水槽を設ける部分、「<u>ヅ</u>」に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。 ⑭ 共同住宅については、10欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅の用途に供する部分の床面積から、その地階の<u>エレベーターの昇降路の部分及び共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積</u>とします。	動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ホ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「<u>ヘ</u>」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「<u>上</u>」に自家発電設備を設ける部分、「<u>チ</u>」に貯水槽を設ける部分、「<u>ヅ</u>」に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。 ⑭ 共同住宅については、10欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅の用途に供する部分の床面積から、その地階の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。
⑮ 10欄の「<u>ル</u>」の延べ面積及び「<u>ヅ</u>」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」及び「<u>ニ</u>」に記入した床面積並びに「ホ」から「<u>リ</u>」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「<u>ヅ</u>」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。	⑮ 10欄の「<u>ス</u>」の延べ面積及び「<u>ル</u>」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」に記入した床面積及び「<u>ニ</u>」から「<u>チ</u>」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「<u>ル</u>」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。
(1)～(5) (略) ⑯ 6欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、9欄の「ロ」並びに10欄の「<u>ヅ</u>」は、百分率を用いてください。 ⑰ (略)	(1)～(5) (略) ⑯ 6欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、9欄の「ロ」並びに10欄の「<u>ル</u>」は、百分率を用いてください。 ⑰ (略)
4. (略)	4. (略)

改 正 案		現 行
別記様式第三（第六条第一項関係）（日本工業規格 A 4） 認定申請書 （第一面）（略） （第二面） 【1. 地名地番】～【5. 道路】		別記様式第三（第六条第一項関係）（日本工業規格 A 4） 認定申請書 （第一面）（略） （第二面） 【1. 地名地番】～【5. 道路】
【6. 敷地面積】 【イ. 敷地面積】～【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】（略） 【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の <u>建蔽率</u> 】 （ ）（ ）（ ） 【ホ. 敷地面積の合計】～【チ. 備考】（略）		【6. 敷地面積】 【イ. 敷地面積】～【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】（略） 【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の <u>建ぺい率</u> 】 （ ）（ ）（ ） 【ホ. 敷地面積の合計】～【チ. 備考】（略）
【7. 主要区分】・【8. 工事種別】（略）		【7. 主要区分】・【8. 工事種別】（略）
【9. 建築面積】（申請部分 ）（申請以外の部分）（合計） 【イ. 建築面積】 【ロ. <u>建蔽率</u> 】		【9. 建築面積】（申請部分 ）（申請以外の部分）（合計） 【イ. 建築面積】 【ロ. <u>建ぺい率</u> 】
【10. 延べ面積】（申請部分 ）（申請以外の部分）（合計） 【イ. 建築物全体】・【ロ. 地階の住宅の部分】（略） 【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 （ ）（ ）（ ） 【三. 共同住宅の共用の廊下等の部分】～【ツ. 容積率】（略）		【10. 延べ面積】（申請部分 ）（申請以外の部分）（合計） 【イ. 建築物全体】・【ロ. 地階の住宅の部分】（略） 【ハ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】～【 <u>ル</u> . 容積率】（略）

【11. 建築物の数】～【15. 備考】（略）

（第三面）（略）

（注意）

1. ・ 2. （略）

3. 第二面関係

①～④ （略）

⑤ 6 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2 以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第52条第 1 項第 1 号から第 6 号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第 1 項第 1 号から第 6 号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑥～⑨ （略）

⑩ 建築物の敷地が建築基準法第53条第 2 項若しくは同法第57条の 5 第 2 項に該当する場合又は建築物が同法第53条第 3 項、第 5 項若しくは第 6 項に該当する場合においては、6 欄の「ト」に、同条第 2 項、第 3 項、第 5 項又は第 6 項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。

⑫ （略）

⑬ 10 欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ 1 メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部

【11. 建築物の数】～【15. 備考】（略）

（第三面）（略）

（注意）

1. ・ 2. （略）

3. 第二面関係

①～④ （略）

⑤ 6 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2 以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第52条第 1 項第 1 号から第 6 号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第 1 項第 1 号から第 6 号までに規定する建ぺい率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑥～⑨ （略）

⑩ 建築物の敷地が建築基準法第53条第 2 項若しくは同法第57条の 5 第 2 項に該当する場合又は建築物が同法第53条第 3 項、第 5 項若しくは第 6 項に該当する場合においては、6 欄の「ト」に、同条第 2 項、第 3 項、第 5 項又は第 6 項の規定に基づき定められる当該建築物の建ぺい率を記入してください。

⑫ （略）

⑬ 10 欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ 1 メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分、「ハ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ニ」に自動車庫その他の専

分、「ホ」に自動車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「上」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「<u>チ</u>」に自家発電設備を設ける部分、「<u>ヅ</u>」に貯水槽を設ける部分、「<u>ヅ</u>」に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。 ⑭ 共同住宅については、10欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅の用途に供する部分の床面積から、その地階の<u>エレベーターの昇降路の部分及び共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積</u>とします。	ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ホ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ヘ」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「<u>上</u>」に自家発電設備を設ける部分、「<u>チ</u>」に貯水槽を設ける部分、「<u>ヅ</u>」に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。 ⑭ 共同住宅については、10欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅の用途に供する部分の床面積から、その地階の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。
⑮ 10欄の「<u>ル</u>」の延べ面積及び「<u>ヅ</u>」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「<u>ヅ</u>」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。	⑮ 10欄の「<u>ス</u>」の延べ面積及び「<u>ル</u>」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」に記入した床面積及び「ニ」から「<u>チ</u>」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「<u>ル</u>」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。
(1)～(5) (略) ⑯ 6欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、9欄の「ロ」並びに10欄の「<u>ヅ</u>」は、百分率を用いてください。 ⑰ (略) 4. (略)	(1)～(5) (略) ⑯ 6欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、9欄の「ロ」並びに10欄の「<u>ル</u>」は、百分率を用いてください。 ⑰ (略) 4. (略)